

基安安発 0330 第 3 号

平成 23 年 3 月 30 日

都道府県労働局労働基準部

安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課長

(契印省略)

「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」に係る措置の実施について」  
の発出について (連絡)

標記については、本日付けで基安安発 0330 第 1 号が発出されたところであるが、別紙 1 に  
より総務省消防庁危険物保安室長あて、別紙 2 により石油連盟会長及び石油化学工業協会  
会長あてにそれぞれ連絡しているので、御承知おきください。

別紙 1

基安安発 0330 第 1 号

平成 23 年 3 月 30 日

総務省消防庁

危険物保安室長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課長

「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」に係る措置の実施について」  
の発出について（連絡）

平素は労働安全行政に格別の御配慮・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」について」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）中、別表 1 「既定の改革の実施時期を前倒しする事項」の表中番号 16 に対応するため、別添のとおり、本日付けで基安安発 0330 第 1 号「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」に係る措置の実施について」を発出しました。

従前より、昭和 61 年 12 月 26 日付け基安安発第 43 号の記の 6 により、第一種圧力容器の落成検査において消防法上の完成検査済証の写を活用することとされていますが、今般、その取組をより具体化することとしましたので御連絡します。

なお、本件は消防法上の完成検査の取扱いの変更を求めるものではありませんので、念のため申し添えます。

別紙2

基安安発 0330 第2号

平成23年3月30日

石油連盟 会長 あて

石油化学工業協会 会長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課長

「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に係る措置の実施について」  
の発出について（連絡）

標記については、別添のとおり、本日付けで基安安発 0330 第1号「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に係る措置の実施について」を発出いたしましたので、貴会傘下の会員事業場に対し、周知を図られますようお願いいたします。